

平均賃金計算書

【記載例】

※裏面「●⑨ 特別給与の額」についても、必ず記載してください。

労働保険番号			労働者氏名		災害発生(発症)年月日
府 県	所 掌	管 轄	ロウドウ タロウ		平成31年2月1日
25	1	04	000001	-000	
雇用年月日			常用・日雇の別		常用
平成18年4月1日			賃金締め切り日		毎月 末日 日
離職年月日					
賃金支給方法			月給		

■労働者氏名の漢字変換から自動で表示しておりますが、異なる場合は直接入力してください。

■日付形式で入力してください。例えば、平成30年7月17日は、【2018/7/17】(半角)。未来は、入力できません。

■リストから選択してください。日雇とは、日々雇用し、日々賃金を支給している者です。

■日付形式で入力してください。例えば、平成30年7月17日は、【2018/7/17】(半角)。

■賃金締め切り(半角)を入力してください。「末日」は、【99】(半角)と入力してください。

■「賃金支給方法」が【その他】の場合は、この欄に具体的な支給方法を記載してください。

■入籍と養定期間が異なる場合は、入力してください。■日付形式で入力してください。例えば、平成30年7月17日は、【2018/7/17】(半角)。

●平均賃金の計算						
A	月・週その他一定の期間によって支払った賃金	賃金計算期間	平成30年11月1日から平成30年11月30日まで	平成30年12月1日から平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から平成31年1月31日まで	計
		総日数	30日	31日	31日	① 92日
賃金	基本賃金	300,000円	300,000円	300,000円	900,000円	
	扶養手当	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円	
	通勤手当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円	
	計	315,000円	315,000円	315,000円	② 945,000円	
B	日もしくは時間又は出来高制その他の請負制によって支払ったもの賃金	賃金計算期間	平成30年11月1日から平成30年11月30日まで	平成30年12月1日から平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から平成31年1月31日まで	計
		総日数	30日	31日	31日	① 92日
		労働日数	15日	16日	17日	③ 48日
		基本賃金				0円
		時間外手当	8,217円	7,615円	15,378円	31,210円
		休日出勤手当	6,700円	4,200円	5,800円	16,700円
計	14,917円	11,815円	21,178円	④ 47,910円		
総計		329,917円	326,815円	336,178円	⑤ 992,910円	
平均賃金		⑤ 992,910円 ÷ ① 92日 =			10,792円 50銭	

●最低保障平均賃金の計算					
Aの②	945,000円	÷	① 92日	=	⑥ 10,271円73銭
Bの④	47,910円	÷	③ 48日 × 60/100	=	⑦ 598円87銭
⑥	10,271円73銭	+	⑦ 598円87銭	=	10,870円 60銭

●賃金計算期間のうち、「業務外の傷病の療養等のために休業した期間の日数及びその期間中の賃金」を、「業務上の疾病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金」とみなして算定した平均賃金
 (⑤ 賃金総額 - ⑧(裏面)の(ア)) ÷ (① 総日数 - ⑧(裏面)の(イ))
 (円 - 円) ÷ (日 - 日)
 =

■日付形式で入力してください。
 例えば、平成30年7月17日は、
 【2018/7/17】(半角)。

● ⑧私傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間について支払った賃金

賃金計算期間	平成30年11月1日から 平成30年11月30日まで	平成30年12月1日から 平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から 平成31年1月31日まで	計
業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数	日	日	日	日
賃金	賃金	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
計	円	円	円	円②

● ⑨特別給与の額

特別給与の支給制度	有り					
特別給与の支払い回数	特別給与の額(負傷又は発病前の1年間に支払った特別給与の額)					
賞与 2 回/年	支払年月日	平成29年12月25日	平成30年3月25日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	合計
その他 回/年	支払額	200,000円	300,000円			500,000 円

● ⑩雇入後1年未満で負傷した場合の特別給与の額について

※ 雇入後1年未満で負傷した場合は、特別給与の算定基礎期間の全期間使用されていたと仮定した場合に、被災日前1年間において受けたであろうと推計される額になります。
 (当該労働者に適用される就業規則、その事業場における同種の労働者の受ける特別給与額等から推定してください。)

○推定額 円
 (内訳)
 推定額のうち、実際に支給した額..... 円 支払年月日()
 推定額のうち、まだ支給していない額..... 円

○推定根拠

※上記計算根拠が判る資料(賃金台帳・給与明細・タイムカードなど)の写しを添付してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 元 年 5 月 10 日

事業場の名称 株式会社 OO

事業場の所在地 大津市OO町1-1-1

代表者職氏名 代表取締役 OO ΔΔ

平均賃金計算書

※裏面「●⑨ 特別給与の額」についても、必ず記載してください。

労働保険番号				労働者氏名		災害発生(発症)年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	平成・令和 年 月 日		
雇入年月日				常用・日雇の別		常用・日雇	
離職年月日				賃金締め切り日		毎月 日	
賃金支給方法			月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				

●平均賃金の計算

A	も月・週その他一定の期間によって支払った	賃金計算期間	月 月 日から 日まで	月 月 日から 日まで	月 月 日から 日まで	計
				総日数	日	日
	賃金	基本賃金	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		計	円	円	円	② 円
B	よ日もしくは支払ったもの	賃金計算期間	月 月 日から 日まで	月 月 日から 日まで	月 月 日から 日まで	計
		総日数	日	日	日	① 日
		労働日数	日	日	日	③ 日
	賃金	基本賃金	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円
		計	円	円	円	④ 円
総計			円	円	円	⑤ 円
平均賃金			⑤ 円 ÷ ① 日 =	円 銭		

●最低保障平均賃金の計算

Aの②	円 ÷ ①	日	= ⑥	円	銭
Bの④	円 ÷ ③	日 × 60/100	= ⑦	円	銭
⑥		円 銭 + ⑦	円 銭 =	円 銭	

●賃金計算期間のうち、「業務外の傷病の療養等のために休業した期間の日数及びその期間中の賃金」を、「業務上の疾病の療養の為に休業した期間の日数及びその期間中の賃金」とみなして算定した平均賃金

$\left(\text{⑤ 賃金総額} - \text{⑧(裏面)の(ア)} \right) \div \left(\text{① 総日数} - \text{⑧(裏面)の(イ)} \right)$					
(円 -	円) ÷ (日 -	日)	
=		円 銭			

